

静県薬第 212 号
令和 6 年 6 月 17 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

電子処方箋管理サービス導入に関する調査への協力について（依頼）

標題の件について、静岡県健康福祉部長から別添写（令和 6 年 6 月 14 日付け衛薬第 517 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本調査への協力方について、貴会会員に対しご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

〔電子処方箋管理サービス導入に関する調査〕

- 1 要 旨 厚生労働省は、令和 5 年度補正予算として「電子処方箋の活用・普及の促進事業」を計上し、都道府県による補助制度を創設しました。
このため、県では、当該補助を検討するため、電子処方箋管理サービス導入に関する調査を実施します。
については、県予算検討の基礎資料となりますので、導入を検討されている薬局は特に本調査への御協力をお願いします。
- 2 回答期限 令和 6 年 7 月 10 日（水）まで
- 3 回答方法 「ふじのくに電子申請」又はメール
- 4 調査事項 別紙調査票による

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



衛 薬 第 517 号
令和 6 年 6 月 14 日

公益社団法人静岡県薬剤師会会長 様

静岡県健康福祉部長

電子処方箋管理サービス導入に関する調査への協力について（依頼）

平素より、本県の薬事行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省は医療DXを推進するため、医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）を定め、令和5年1月から社会保険診療報酬支払基金で申請の受付を開始し、電子処方箋管理サービスの導入に係る補助を行っております。

さらに、厚生労働省は、令和5年度補正予算として、「電子処方箋の活用・普及の促進事業」を計上し、都道府県を通じた追加補助制度を創設しました。

このため、県では、当該補助を検討するため、別添により各薬局へ電子処方箋サービス導入に関する意向調査を行います。

つきましては、貴会会員への別添調査票等を配布いただき、本調査について御協力いただきますようお願ひいたします。

担当 生活衛生局薬事課
薬事企画班
電話番号 054-221-2410



電子処方箋管理サービス導入に関する調査について

1 要 旨

厚生労働省は、令和5年度補正予算として「電子処方箋の活用・普及の促進事業」を計上し、都道府県による補助制度を創設しました。

このため、県では、当該補助を検討するため、電子処方箋管理サービス導入に関する調査を実施します。

については、県予算検討の基礎資料となりますので、導入を検討されている薬局は特に本調査への御協力をお願いします。

2 回答期限 令和6年7月10日（水）まで

3 回答方法 「ふじのくに電子申請」又はメール

4 調査事項 別紙調査票による

5 補助の概要

- 都道府県補助の制度について、現状では令和6年度限りの事業となります。（令和7年度以降は未定）
- ICT基金^{※1}の補助を前提として、県補助を上乗せするもので、12月上旬頃までに電子処方箋管理サービスの導入を完了する必要があります。

【薬局】

ICT基金補助金（補助率1/2） 最大277千円	【検討中】 県補助金（補助率1/4） 最大138千円	薬局負担分
-----------------------------	---	-------

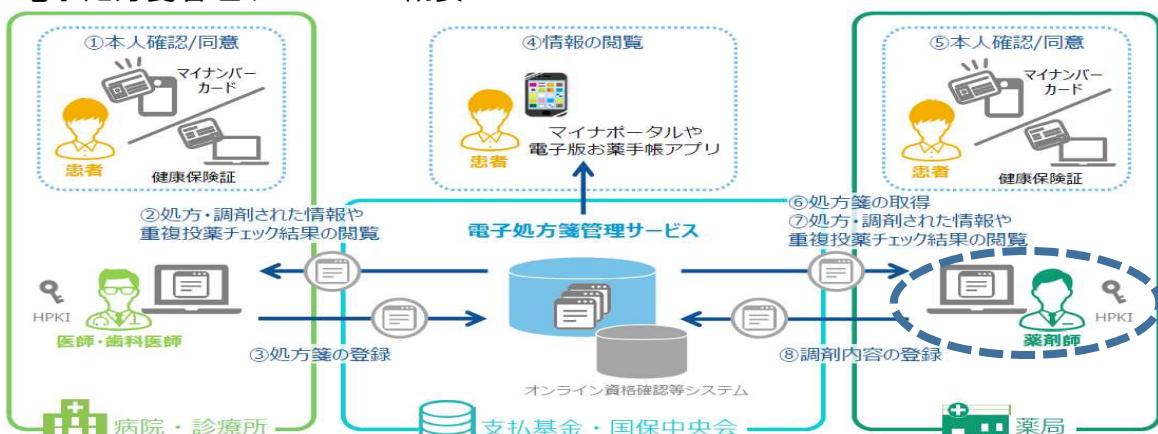
【薬局（大型）※2】

ICT基金補助金 (補助率1/4) 最大138千円	【検討中】 県補助金（補助率1/4） 最大138千円	薬局負担分
---------------------------------	---	-------

※1 ICT基金…社会保険診療報酬支払基金が行う既存の補助制度であり、厚生労働省は、申請から補助まで1～2ヶ月の審査期間が必要としています。

※2 薬局（大型）…同一グループで処方箋の受付が月4万枚以上の薬局

6 電子処方箋管理サービスの概要

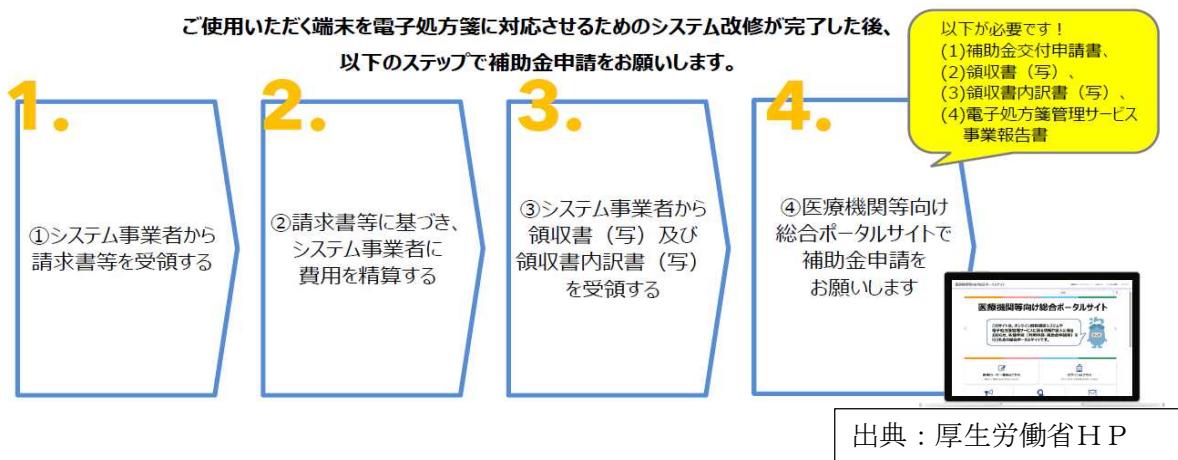


○電子処方箋管理サービス導入に関するQ & A（令和6年6月3日）

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課

Q 1 既に電子処方箋管理サービスを導入しているが、これからICT基金を活用することはできるか。

A 1 厚生労働省によると、電子処方箋管理サービスの導入が完了、HPKI発行申請後に、添付書類を添えて社会保険診療報酬支払基金に補助金交付申請をすることになります。事前申請ではなく事後申請となり、交付が決定するまで1～2ヶ月の時間を要します。



Q 2 県が検討する補助制度は、ICT基金による補助が前提となるのか。

A 2 県が検討する補助制度は、ICT基金による交付決定が前提となります。そのため、意向調査では、ICT基金の活用状況や予定を踏まえた質問を行います。

Q 3 既に導入している薬局は、調査へ回答する必要があるのか。

A 3 既に導入済みの薬局を含めて補助制度を検討する必要があるため、調査への回答をよろしくお願ひします。

電子処方箋管理サービス導入に関する調査（調査票）

【回答期限】令和6年7月10日（水）まで

【回答方法】「ふじのくに電子申請」又はメールによる

電子申請：以下のURL又はQRコード

https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12483

メール：yakuji@pref.shizuoka.lg.jp



質問1 薬局名 _____

大型チェーン店

(同一グループで処方箋の受付が月4万枚以上の薬局は□をチェック)

質問2 所在地（市町区名まで可） _____

質問3 県補助の必要性について（該当する□1つにチェック）

- 県補助がなくても導入する若しくは導入済み
 - 県補助があれば導入する
 - 県補助があっても導入しない
- 質問4へお進みください。
- 質問は以上です。ありがとうございました。

質問4 導入について（該当する□にチェック）

- 導入済み

- ICT基金を活用した若しくは活用する予定
- ICT基金は活用しない

- 令和6年12月上旬までに導入予定

- ICT基金を活用する予定
- ICT基金は活用しない予定

- 導入予定

（予定期限：令和 年 月頃）

質問は以上です。御協力ありがとうございました。

問合せ先：静岡県健康福祉部生活衛生局

薬事課薬事企画班

T E L 054-221-2411